

概要

平成15年11月感染症法律が一部改正され、感染症はその感染力や重篤性など危険性に応じて5種類に分けられるようになりました。

平成19年4月感染症法の一部改正と結核予防法(昭和26年法律第96号)の廃止により、結核対策の統合、感染症の追加及び区分の見直しが行われました。

1 感染症分類

一類感染症: 危険性が極めて高い感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、

二類感染症: 危険性が高い感染症

急性灰白髄炎、結核、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る)、ジフテリア

三類感染症: 危険性は高くないが、特定の職業への就業によって集団発生を起こし得る感染症

腸管出血性大腸菌感染症、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス

四類感染症: 動物、飲食物等を介して人に感染し、健康に影響を与えるおそれがある感染症

E型肝炎、ウエストナイル熱など41疾患

五類感染症: 発生動向調査に基づいて情報提供し発生・拡大を防止すべき感染症

アメーバ赤痢、ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)など41疾患

2 発生状況

平成19年中に発生し、届出のあった感染症及び食中毒患者数は、次のとおりです。

一類感染症の発生はありませんでした。二類感染症は結核が267件、三類感染症は細菌性赤痢が3件、腸管出血性大腸菌感染症が26件発生しました。四類感染症は、日本紅斑熱が4件、A型肝炎が1件などとなっています。

食中毒患者数は581人となっています。